えいへいじこどもエコクラブ支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 えいへいじこどもエコクラブ支援補助金(以下、「補助金」という。)の交付については、永平寺町補助金等交付規則(平成18年永平寺町規則第38号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 こどもエコクラブ全国事務局に登録済の永平寺町内のこどもエコクラブ(以下「こどもエコクラブ」という。)が、様々な環境学習・環境活動を実施することにより、環境を大切にする心と行動力の育成を図り、幼児から高校生を中心に大人を含めた地域活動の活性化を図ることを目的として交付する。

(補助金)

第3条 交付する補助金は、こどもエコクラブが活動に要した経費を対象とする。ただし、上限は50,000 円とする。

(交付の申請)

第4条 この補助金の交付を申請しようとする者は、「えいへいじこどもエコクラブ支援 補助金交付申請書(様式1)」を、町長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 町長は、前条の申請があったときは、補助申請の目的及びその内容等を審査し、 その申請が適正であると認められるときは、速やかに補助金の交付決定をするものと する。

(交付決定通知)

- 第6条 町長は、補助金の交付決定をしたときは、当該申請者に対し速やかにその決定 の内容を「えいへいじこどもエコクラブ支援補助金交付決定通知書(様式2)」によ り通知するものとする。
- 2 町長は、補助金を交付しないことに決定したときは、その旨および理由を「補助金 不交付決定通知書(様式3)」により、当該申請者に通知するものとする。

(活動の実施)

第7条 補助金の交付決定を受けたものは「活動実施計画書」に基づき、適正、かつ、 誠実に活動を実施しなければならない。

(実績報告書の提出)

第8条 補助金の交付決定を受けたものは、前条の活動が完了したときは、速やかに「えいへいじこどもエコクラブ支援補助金実績報告書(様式4)」を作成し、町長に提出しなければならない。

(補助金の確定の通知)

第9条 町長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容等を審査し、補助 金の額を確定して、当該補助申請者に対し「えいへいじこどもエコクラブ支援補助金 確定通知書(様式5)」により通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の通知を受けた者が補助金を受けようとするときは、「えいへいじこども エコクラブ支援補助金請求書(様式6)」を町長へ提出しなければならない。

(活動の中止又は廃止)

第11条 補助金の交付決定を受けたものが、やむを得ない理由により活動を中止又は 廃止しようとするときは、あらかじめ「えいへいじこどもエコクラブ支援事業中止(廃 止)承認申請書(様式7)」を町長へ提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の返還)

- 第12条 町長は、前条に基づく承認を行ったとき、又は補助金交付対象者が次に掲げるいずれかに該当するときは、補助金を交付しないものとする。
 - (1)提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し、不正の行為があったとき。
 - (2) 前号のほか、交付決定に付した条件に違反したとき。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、当該事業の実施に関し必要な事項は、町長が 別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
- 2 この要綱は、平成26年度活動事業より適用する。